

神戸市工場排水総合管理システム再構築 業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 （部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）。 各会計年度の支払割合は、以下のとおりとする。 令和8年度 0% 令和9年度 100%
精算を行う場合の方法	
2 契約保証金（第3条関係）	
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	契約締結日翌日から令和10年3月31日まで
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	債務負担行為
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	免除
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	第8条
6 別紙委託契約約款に付加する条項	<p>（甲は本市、乙は事業者） この契約によって作成される著作物の著作権は、乙に帰属するものとする。ただし乙は、甲に対して著作者人格権を行使しないものとする。</p> <p>2 甲は、前項における著作物を使用する権利及び改変を要求する権利及び著作権法第47条の3の規定に基づき著作物の複製、翻案をすることができる権利を有するものとする。但し、設計書類は乙が甲に納入し最新版を維持すること、また甲により閲覧等の使用及び所有ができるものとする。</p> <p>3 第1項の著作物には、この契約が締結される以前に甲、乙または第三者がそれぞれ著作権を有していた著作物は含まないものとする。ただし、設計書類は第2項のとおりとする。</p> <p>4 第1項の著作物の使用のために、乙が著作権を有する前項の著作物を一体として使用する必要がある範囲において、甲は乙の著作物を使用する権利及び改変を要求する権利並びに著作権法第47条の3の規定に基づき著作物の複製、翻案をすることができる権利を有す</p>

	<p>るものとする。第三者が著作権を有する前項の著作物についても同様とし、乙は、乙の責任において、第三者の当該著作物に係る甲の使用する権利等を確保しておくものとする。</p> <p>5 甲の使用する必要がある範囲について、甲が発注した内容から、甲が業務を委託する関係機関において業務が一体として使用すると考えられる場合は、関係機関も甲の使用する必要がある範囲内として、前4項と同様の権利が及ぶものとする。</p> <p>6 本条における権利または著作権法に基づく利用の許諾等の対価は、個別契約記載の対価に含まれており、当該許諾等に伴って、本契約記載の対価とは別の費用が甲に発生することはないものとする。</p>
7 担保期間（第13条）	なし

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 建設局長 原 正 太 郎

印

乙

印